

平成二十二年三月十八日提出
質問第二八四号

閣僚の国歌斉唱等に関する質問主意書

提出者 谷 公 一

閣僚の国歌斉唱等に関する質問主意書

平成十一年に制定された国旗及び国歌に関する法律（平成十一年法律第二百二十七号）（以下「国旗・国歌法」という。）第二条第一項には「国歌は、君が代とする。」と明記されている。

国旗・国歌法成立時の内閣総理大臣談話（平成十一年八月九日）では、「国旗と国歌は、いずれの国でも、国家の象徴として大切に扱われているものであり、国家にとって、なくてはならないものであります。」としている。

また、政府は、「衆議院議員木村太郎君提出天皇陛下御在位二十周年に関する質問に対する答弁書」において、「我が国で、日の丸が国旗、君が代が国歌として定着していることは、多くの国民に認められているところであり、国旗及び国歌については、鳩山内閣としても敬意を持って対応すべきものと考えている。」としている。

日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくため、将来の日本を担う子どもたちに、国旗・国歌について正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることは非常に重要であると考えている。

そのためには、まず、国家の指導的立場にある者が、身をもって範を示すべきであると考える。

しかし、鳩山内閣の閣僚のうち、菅直人財務大臣、原口一博総務大臣、千葉景子法務大臣、赤松広隆農林水産大臣、前原誠司国土交通大臣、小沢鋭仁環境大臣、福島瑞穂内閣府特命大臣及び枝野幸男内閣府特命大臣の八名が国旗・国歌法案採決時に反対をしていることなどから、今後、鳩山内閣の閣僚が、国旗・国歌に関し敬意を持って対応されるかどうかについて、非常に懸念しているところである。

こうした認識から、次の事項について質問する。

一 昨年十一月十二日、政府主催による天皇陛下御在位二十年記念式典が挙行された。当該式典に出席した閣僚を全て明らかにされたい。

二 天皇陛下御在位二十年記念式典では国歌斉唱が行われているが、国歌を斉唱しなかった閣僚はいるのか。国歌を斉唱しなかった閣僚がいれば、その閣僚を全て明らかにするとともに、その閣僚それぞれについて国歌を斉唱しなかった理由をあわせて明らかにされたい。

三 二において、仮に「国歌を斉唱したかどうかについて記憶にない。」という閣僚がいる場合、当該閣僚は、他の行事等における国歌斉唱の際に、国歌を斉唱していないと理解してよいか。

四 平成二十一年九月十八日の産経新聞によれば、鳩山内閣総理大臣と各閣僚の計十八人が、同月十六日に首相官邸で行った記者会見で、会見場に設置された国旗に一礼したのは七人で、十一人は国旗前を素通りして登壇したということである。

1 当該記事は事実か。事実であれば、国旗前を素通りして登壇した閣僚を全て明らかにされたい。

2 さらに同記事では、平野博文内閣官房長官は同月十七日の記者会見でこの点を問われ、「『あ、そうですね』という感覚だ。（一礼を）閣僚として責任ある対応をされればいい。一礼しろと閣議決定したわけではないし、申し合わせをしたわけではない」と述べたとされているが、この発言は事実か。

3 閣僚の国旗への一礼や国歌の斉唱について、閣議決定や申し合わせ等はないのか確認する。また、そのようなものがない場合でも、閣僚が国旗に一礼し、国歌を斉唱することは当然の義務であると考えられるが見解を問う。

右質問する。